

シルバーガイドブック



狛江市福祉保健部介護支援課

平成 24 年6月

この[ガイドブック]は、狛江市の高齢者福祉や生きがいづくりのための手引きです。

平成 12 年4月から始まった介護保険制度のサービスについても載せております。

ガイドブックは平成 24 年6月現在の内容ですが、引き続きご使用いただくようお願いします。

今後のサービス内容の変更などについてのお問い合わせや、ご利用にあたってのご相談は、各事業ページの「窓口」でお受けします。



くらしとすまい

地域包括支援センター	6
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援をおこないます。	
民生委員・児童委員	8
地域の担当が個人や家族の力だけでは解決できない問題などの相談に応じています。	
民生・児童委員協力員	8
民生委員や児童委員に準じる方で、民生・児童委員の活動をお手伝いしています。	
徘徊高齢者探索サービス	9
認知症により日常的に徘徊する方の探索サービスをおこないます。	
緊急通報システム	10
緊急時に東京消防庁に通報できる機器をお貸しします。	
あんしんS(緊急通報装置)	11
緊急事態になった時に近所・親族・知人に通報できる機器をお貸しします。	
高齢者火災安全システム	12
在宅高齢者等を家庭内の火災に緊急事態からお守りするための防災機器を給付またはお貸しします。	
笑顔サービス	14
高齢者や障がい者(児)が困った時、地域の皆さんの協力によりサービスを提供する有料のささえあい活動です。	
シルバー人材センターの生活援助サービス	15
高齢者が困った時、シルバー人材センターに登録している地域の皆さんの協力により家事援助サービスを提供する活動です。	
あんしん見守りサービス	16
一人暮らし高齢者の居宅に、生活反応を感知する機器等を設置し、日常的に見守り、孤独死の防止及び一人暮らしに対する不安感を解消します。	
電話訪問サービス	17
電話により高齢者の健康状態の確認やお話し相手になっています。	
小地域福祉活動	18
地域住民(岩戸・猪方・駒井)同士で、であい、ふれあい、ささえあい活動を実施しています。	

高齢者配食サービス	19
高齢者で事情により自ら食事を確保することが出来ない方に食事を配達すると同時に安否の確認をしています。	
自立支援住宅改修費給付	20
バリアフリー化するための住宅改修費用を給付します。	
老人ホームの入所	21
さまざまな理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所して生活の場とする施設です。	
狛江市シルバーピア	22
狛江市の高齢者住宅の入居者を募集します。	
高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)	23
高齢者住宅の制度についてご案内します。	
都営住宅(シルバーピア)	24
東京都の高齢者住宅の入居者を募集します。	
都営住宅(ポイント方式)	25
東京都の高齢者世帯向け都営住宅をご案内します。	

健康と環境

健康診査	26
75 歳以上の方を対象に、市内健診実施医療機関で各種検査をおこないます。	
がん検診	27
がんの早期発見・治療のため検診を実施しています。	
結核検診	28
結核の早期発見・治療のため検診を実施しています。	
在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	28
ねたきり状態で、通院による診療が困難な方のために訪問診療をおこないます。	
健康相談	29
保健師・栄養士が相談に応じます。	
訪問指導	30
保健師等が療養している本人・家族に保健指導をします。	
健康教室・講演会	30
健康についての知識を高めてもらうため実施しています。	
健康運動セミナー	31
運動療法が必要とされる方に3ヶ月コースで実施しています。	

歯周疾患検診及び改善指導事業	31
歯周疾患を改善し、健康で豊かな生活を送ってもらうため実施します。	
成年スポーツ教室	32
運動習慣を身につけてもらったり、仲間づくりのために実施しています。	
シルバー体操	32
毎週月曜日と火曜日に総合体育館で実施しています。	
後期高齢者医療制度	33
国による高齢者の医療費助成制度について説明です。	
高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス	34
寝具の乾燥消毒等のサービスを提供しています。	
介護用品支給	35
おむつを含む介護用品の支給をしています。	
高齢者自立支援日常生活用具給付事業	36
対象の高齢者に必要な日常生活用具を給付しています。	
理容・美容サービス	38
年6回散髪・カットが利用できる券を交付しています。	
入浴券の交付	39
自宅に入浴施設のない方に公共浴場の入浴券を交付しています。	

社会活動といきがい

シルバー人材センター	40
臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者に仕事を提供しています。	
高齢者福祉大会	41
9月に催事を実施しています。	
敬老金	41
9月1日現在、77歳・88歳・99歳以上の方に敬老金をお届けします。	
シルバーパス	42
都営地下鉄・都バス・民営バスに乗れるパスの発行についての説明です。	
歩いて見ませんか！	43
お天気の良い時に市内の史跡散歩・・・いかがですか。	
あいとぴあセンタープール利用	44
健康的な生活を営めるよう、プールを開放しています。	
高齢者会食会	45
外出の機会、人との出会いの機会を提供するために会食会を実施しています。	

老人クラブ(長寿会等)	46
自主的に組織し、いろいろな活動・交流をしています。	
老人福祉センター	47
あいとぴあセンターにあります。ご利用ください。	
市民農園	48
楽しく野菜や花を作り、収穫をお楽しみください。	
ボランティア活動の相談	50
地域でのボランティア活動の相談、紹介をしています。	
成年後見制度	50
判断能力が十分でない方のために法定後見人が保護する制度です。	
あんしん狛江	51
福祉サービスを利用される方が地域において安心してサービスを利用できるよう支援をおこないます。	
不動産担保型生活支援資金の貸付	52
不動産を担保として生活資金を貸し付けます。	

介護保険制度

介護保険対象者とサービス	53
介護保険のサービスを受けるには1割の負担が必要です。	
地域支援事業	64
うんどう教室のご案内	66

資料

民生委員・児童委員、民生・児童委員協力員一覧表	67
特別養護老人ホームの申込方法	70
狛江市老人クラブ(長寿会等)一覧表	73
窓口一覧	74

地域包括支援センター

事業概要：

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として平成 18 年4月1日に新たに設置されました。狛江市の委託を受けており、市内に3カ所あります。

ここには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの三職種が配置され、この専門性を活かすだけでなく、職種間の連携を重視して支援をおこないます。

主な事業は以下のとおりです。

- ①総合相談窓口
- ②権利擁護事業(成年後見・虐待への対応等)
- ③介護予防マネジメント(予防プランの作成)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント(ケア・マネジャーへの助言、ネットワークづくり)

対象者：

市内在住のおおむね 65 歳以上の方とその家族、地域の方々等

窓口：

あいとぴあ地域包括支援センター

担当地域	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉		
開所日	月曜日～土曜日 (第三土曜日を除きます)	電話	03-5438-3565
相談時間	8時 30 分～17 時 30 分	所在地	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内

地域包括支援センターこまえ正吉苑

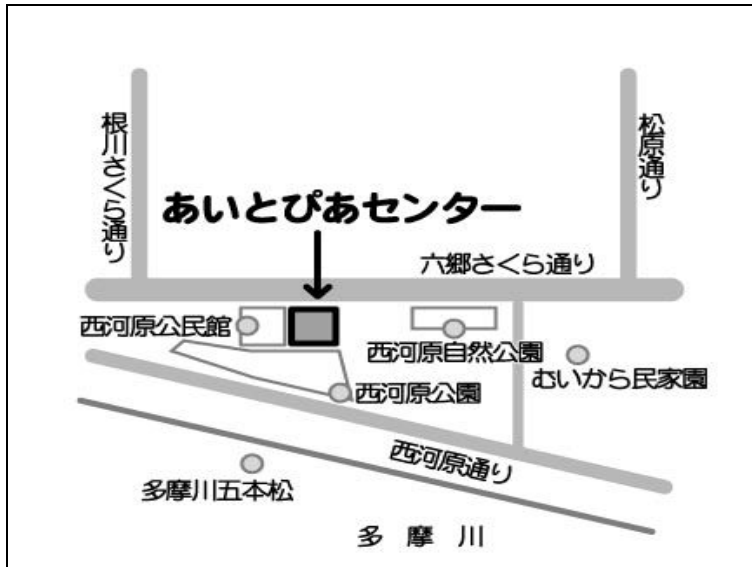
担当地域	和泉本町・東野川・西野川		
開所日	月曜日～土曜日	電話	03-5438-2522
相談時間	8時 30 分～17 時 30 分	所在地	狛江市西野川2-27-23

地域包括支援センターこまえ苑

担当地域	岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町		
開所日	月曜日～土曜日	電話	03-3489-2422
相談時間	8時 30 分～17 時 30 分	所在地	狛江市岩戸南4-17-17

地域包括支援センター案内図

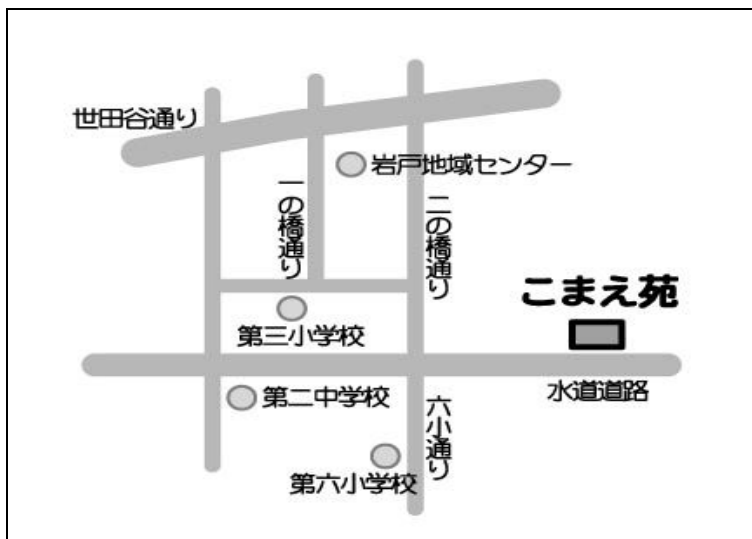
あいとぴあ地域包括支援センター



地域包括支援センターこまえ正吉苑



地域包括支援センターこまえ苑



民生委員・児童委員

事業概要:

日常生活の中で、個人や家族の力だけでは解決する事のできない困った問題、心配ごと、悩み事が起きたときに、地域を担当する民生委員・児童委員が相談に応じ、福祉サービスや関係機関へとつなげるパイプ役を果たすなど、幅広く福祉活動をおこなっています。

対象者:

市内在住の方

事業内容:

民生委員・児童委員は、「常に住民の立場に立って」住民からの相談に応じ、必要な援助をおこなうことが民生委員法にも明記され、「人格を尊重し、秘密を守ること」「差別的な取り扱いをしないこと」等が義務付けられていますので、心配事や悩み事がある方は、お気軽にご相談ください。

手続き:

相談は、お住まいの地区を担当する民生委員に直接ご連絡ください。
(地区担当一覧表 67 ページへ)

窓口:

福祉サービス支援室(03-3430-1111 内線 2216・2279)

民生・児童委員協力員

事業概要:

民生委員や児童委員に準じる方で、民生・児童委員の活動をお手伝いする方です。協力員の方々は、担当の地区を持ちませんので、相談等をご希望の際は、窓口までお問い合わせください。

窓口:

福祉サービス支援室(03-3430-1111 内線 2216・2279)

徘徊高齢者探索サービス

事業概要：

徘徊高齢者の早期発見ならびに保護による安全を図り、介護者の負担を軽減することを目的としています。

対象者：

市内在住のおおむね 65 歳以上(65 歳未満であって初老期認知症に該当する方を含みます)の方で、認知症により、日常的に徘徊し、探索サービスが必要と認められる方

事業内容：

徘徊者に端末機を携帯してもらい、介護者の照会に対して、24 時間体制で徘徊者の位置情報を提供します。

利用者負担額：

利用契約にかかる申込金： 5,250 円
機 器 使 用 料：月額 525 円

手続き：

申請者(徘徊者介護者等)は探索サービス利用申請書により窓口において申請してください。

申請後、地域包括支援センターにおいて調査をし探索サービスが必要と認められた申請者は、市の利用決定後、探索サービスを市が委託している業者と利用契約を結んでもらいます。

窓口：

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)
地域包括支援センター(6ページ)

緊急通報システム

事業概要:

ひとり暮らしや高齢世帯に緊急通報システムを貸与し、緊急時に東京消防庁に通報することにより緊急時の援助をおこないます。

対象者:

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし又は夫婦等及び日中独居等の世帯の方で、心臓疾患等の慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方。

NTTによる料金の支払いの関係がある方のみが対象になります。(他社と契約の場合、お取り付けができません)

事業内容:

対象者に緊急通報システム機器の貸与をおこないます。

所得により機器設置に係る費用やバッテリー交換費等の一割までの自己負担が生じます。

緊急時の発報に必要な経費(電話度数料)は自己負担です。

協力員として、原則として鍵を預かっていただける近所にお住まいの方3人を指定していただきます。

手続き:

申請者は高齢者緊急通報システム申請書により窓口において申請してください。申請後、地域包括支援センターにおいて身体・生活状況等調査し、東京消防庁への手続きの後、工事業者と申請者に対し連絡をとり、取り付け工事の日程を調整した後、市から通知をします。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)

関連事業:

高齢者火災安全システム(12 ページ)

類似事業:

あんしんS(緊急通報装置)(11 ページ)

あんしん見守りサービス(16 ページ)

あんしんS（緊急通報装置）

事業概要：

高齢者が身体の不調等緊急の状態に陥った場合、登録されたご近所の方や親族、知人の方に通報することにより、緊急事態を知らせることができます。

対象者：

市内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯か同居家族が日中不在しがちな世帯の方。NTTによる料金の支払いの関係がある方のみが対象になります。（他社と契約の場合、お取り付けができません）

事業内容：

対象者にNTTの機器の取り付け、貸与をおこないます。
緊急時の発報に必要な経費（電話度数料）は自己負担です。
通報先として親族や知人等3人を指定してもらいます。

手続き：

申請者は緊急通報装置設置・装置使用料助成申請書により窓口において申請してください。

窓口：

介護支援課（03-3430-1111 内線 2222）
地域包括支援センター（6ページ）

類似事業：

緊急通報システム（10 ページ）
あんしん見守りサービス（16 ページ）

高齢者火災安全システム

事業概要:

ねたきり高齢者およびひとり暮らし高齢者等に対して、家庭内での火災による緊急事態に備えて住宅用防災機器を給付または貸与するとともに、火災に対する迅速な消火活動および高齢者等の救助等をおこない、在宅高齢者の生活の安全を確保することを目的としています。

対象者:

次の要件により給付および貸与する品目が異なります。(別表)

給付品目

火災警報器 自動消火装置	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきりの方およびひとり暮らしの方等
ガス安全システム 電磁調理器	市内在住のおおむね 65 歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等

貸与品目

専用通報器	市内在住のおおむね 65 歳以上であって心身機能の低下や居住環境、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方
-------	---

事業内容:

機器の給付または貸与をおこないます。

利用者負担額は機器設置に係る費用や保守点検費等の 10%とします。ただし、それぞれの機器に設けられている基準額を上限とし、基準額を超えた場合についてはその分について自己負担となります。

手続き:

申請者は機器の給付・貸与を受ける場合は申請書を窓口において申請します。申請後、地域包括支援センターにおいてサービスの可否を調査し、市において通知をします。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)

関連事業:

緊急通報システム(10 ページ)

別表

区分		種目	基準額	対象者
			性能等	
住宅用防災機器	給付	火災警報器	15,500 円	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきりの方およびひとり暮らしの方等
			火災報知設備および簡易型火災警報器（以下「火災警報器」。）は室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。 また、火災に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁災害救急情報センターに自動通報する場合、専用通報器に接続することにより東京消防庁災害救急情報センターに信号を自動通報することが可能なものであること。 なお、特殊法人日本消防検定協会において、検定ラベルまたは鑑定ラベルの添付がなされているものであること。	
		自動消火装置	30,900 円	同上
			下方放出型簡易自動消火装置（以下「自動消火装置」。）は、室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液等を噴射し初期火災を消火し得るものであること。 なお、財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされているものであること。	
		ガス安全システム	42,200 円	市内在住のおおむね 65 歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの方等
			警報器からの信号受信、ガスの異常使用、地震などの時にガスを自動的に元で遮断し、安全を確保するものであること。	
	貸与	電磁調理器	41,000 円	同上
			炎を生せず電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器で安全かつ取り扱いが簡単なものであること。	
		専用通報器	64,050 円	市内在住のおおむね 65 歳以上であって心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方。なお、高齢者緊急通報システム事業利用者については専用通報器の貸与はしないものとします。
			火災警報器と接続することにより、火災に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁災害救急情報センターに自動通報することが可能なものであること。 なお、財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされているものであること。	

笑顔サービス

事業概要:

笑顔サービスは高齢者や障がい児(者)、子育て中の方などが困ったとき、地域の皆さんの協力によりサービスを提供する、会員制の有料のささえあい活動です。

対象者:

市内在住のおおむね 65 歳以上の方や障がい児(者)、子育て中の方(産前及び産後 1 ヶ月から就学前の子どもがいる家庭)など日常生活を営むのに支援を必要とされる方

事業内容:

1 サービス内容

家事援助サービス	食事の世話、洗濯、掃除、買物など
介助サービス	身の回りの世話(入浴は除く)、通院介助、外出介助など
その他の簡易なサービス	話し相手など
子育て支援サービス	育児に関する援助など

2 利用時間

1時間を単位とします。

原則として月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで(日曜日・祝日・年末年始は、原則として利用できません。)

3 利用料金

高齢者及び障がい者(児)への援助	月～土曜日の午前9時～午後5時	1時間	800円
	* 上記以外の時間帯(9時前・5時以降)及び日曜日・祝日・年末年始	1時間	1,000円
子育て世帯への援助	月～土曜日の午前9時～午後5時	1時間	1,000円

4 その他

利用される方は、狛江市社会福祉協議会の会員になっていただくことが必要です。(年会費一口 1,000 円以上)

手続き:

申し込み: 狛江市社会福祉協議会

窓口:

狛江市社会福祉協議会笑顔サービス(03-3488-0787)

シルバー人材センターの生活援助サービス

事業概要:

シルバー人材センターに登録している 60 歳以上の健康で就業意欲のある方が、有償で下記の仕事をおこなうものです。

対象者:

市内在住の方(会員制や登録制ではありません)

事業内容:

1 サービス内容

家事援助サービス 洗濯、掃除、買い物、食事の支度、粗大ゴミ出し、植木の水やり、ペットの世話等(要相談)

2 利用時間

1 時間を単位とします。ご希望の時間をご相談ください。

3 利用料金

1 時間 1,070 円。時間あたりの料金は、2時間を越える場合(継続契約)は割引になります。詳しくはシルバー人材センターにお問い合わせください。

窓口:

シルバー人材センター(03-3488-6735)

住所等は 74 ページ

あんしん見守りサービス

事業概要:

ひとり暮らし高齢者の居宅に、生活反応を感知する機器等を設置し、日常的に見守り、孤独死の防止及びひとり暮らしに対する不安感の解消を図ります。

対象者:

市内在住の75歳以上のひとり暮らしで、心臓等の慢性疾患がある等、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方

事業内容:

対象者に必要な機器等を取り付け貸与します。

機器等設置に要する費用の利用者負担はありません。ただし、機器等の電気料金等は全額利用者の負担となります。

サービス使用料(利用者負担)

住民税課税の方:月額 304 円

非課税の方:負担なし

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

類似事業:

緊急通報システム (10 ページ)

あんしんS (11 ページ)

電話訪問サービス

事業概要:

高齢者や外出が困難な方など、地域社会から孤立しがちな方へ電話を通じて孤独死防止のお話し相手と見守り活動により、健康状態の確認をします。不安感・孤独感の解消など精神的な安定を図ります。

対象者:

市内在住のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方、高齢世帯、外出困難な障がいを持つ方

事業内容:

研修を積んだボランティアが定期的に電話をかけ、電話に出ない時は狛江市社会福祉協議会、民生委員会等と連携し、駆けつけ体制をとります。
会話の中で知ったプライバシーは、守秘義務により一切口外しません。

ボランティアグループ「狛江電話訪問はとの会」

電話訪問日

週2回(月曜日と木曜日もしくは火曜日と金曜日)

午後1時 30 分から午後4時までの間

窓口(取り次ぎ):

狛江市社会福祉協議会こまえボランティア・センター(03-3480-3615)



小地域福祉活動

事業概要:

狛江市内の岩戸地域、猪方・駒井地域、野川地域、和泉地域(の一部)で住民同士の「つながり」「ささえあえる関係」を築くことを目的とした各地域の特色に合わせた福祉活動が展開されています。

対象者:

市内各地域の住民の方(主に 65 歳以上の方)

事業内容:

行政あるいは専門機関のサービス利用には至らない、ちょっとした事、ささいな事を住民同士でささえあうため、サロン活動や会食会など、各地域の有志による活動推進団体を中心とした、であい(交流活動)、ふれあい(見守り活動)、ささえあい(ニード対応)を実施しています。

○岩戸地域
お茶のみ会(3月・10月を除く毎月第2水曜日
岩戸地域センター2階)
〈ただし、ふれあい会食会のある月は除く〉
ふれあい会食会(毎年3月と10月ごろ 岩戸地域センター)

○猪方・駒井地域 おしゃべりサロン(毎月第4木曜日 南部地域センター2階)
 <ただし、おたのしみ会、もちつき大会のある月は除く>
 おたのしみ会 (毎年 9月ごろ)
 もちつき大会 (毎年 11月ごろ)

○野川地域	「サロン野川」	(毎月第4木曜日)	野川地域センター)
○中和泉5丁目	「サロンいずみ」	(毎月第3木曜日)	地域内個人宅)
○西和泉2丁目	「いずみサロン」	(毎月第3木曜日)	地域内管理組合法人 集会室)

窓口：

狛江市社会福祉協議会 (03-3488-0294)

高齢者配食サービス

事業概要:

身体的または精神的機能の低下により自ら食事を確保することが困難な高齢者に、定期的に高齢者のための食事を配達します。それと同時に安否の確認をおこなうことにより、健康的で安らぎのある在宅生活を営むことができるよう援助します。

対象者:

市内在住の次の全てに該当する方

- (1) 65 歳以上で身体的または精神的機能の低下により食事を確保することが困難なひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯に属する方
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する「要介護状態(要介護1～5)」または「要支援状態(要支援1～2)」と認定された方

事業内容:

月～土曜日の夕食を配達します。(年末年始 12/31～1/2 を除く)

介護認定の結果により、利用できる回数に制限があります。

要介護状態(要介護1～5)の方は、週6回まで

要支援状態(要支援1または2)の方は、週2回まで

自己負担金 1食 500 円

(ただし、介護保険料所得段階第1段階または第2段階の方は1食あたり 400 円に減免されます)

手続き:

申請者は高齢者配食サービス申請書により窓口において申請します。

申請後、地域包括支援センターにおいてサービスの可否を調査し、市において通知をします。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)



関連事業:

高齢者会食会(45 ページ)

自立支援住宅改修費給付

事業概要:

住宅をバリアフリー化するための改修費用を給付します。予防改修と設備改修があります。

対象者:

予防改修: 市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定で自立と判定され、日常生活を営むうえで、常時注意を要する方

設備改修: 市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定で自立・要支援・要介護と判定され、日常生活を営むうえで、常時注意を要する方

事業内容:

予防改修: 手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の変更、扉の取り替え、便器の取り替え(和式から洋式)に対して200,000円まで給付します。

設備改修: 浴槽の取り替え(高さ、深さを浅くする工事等)

379,000円まで給付します。

流しまたは洗面台の取り替え(車イス利用者が車イス対応のものに替える工事)

156,000円まで給付します。

便器の取り替え(和式から洋式に替える工事)

106,000円まで給付します。

給付額の1割は自己負担となります。(生活保護受給者あるいは老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方については、自己負担はありません。)

※現在の困難な動作を解消する福祉的な工事が対象であり、将来的な不安や古くなったための修理や取替えは対象となりません。

手続き:

申請書に理由書、工事計画書、図面(改修前後)、見積書を添えて窓口において申請してください。申請後、市が現地調査をおこない、可否について通知します。

窓口:

地域包括支援センター(6ページ)

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

老人ホームの入所

事業概要:

さまざまな理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所し、生活の場とする施設が老人ホームです。

対象者:

原則として、65 歳以上の方

事業内容:

老人ホームには、4種類あります。

- 1 **特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）**
身体上、精神上著しい障害があるため常時介護が必要で、在宅介護が困難な要介護者
- 2 **養護老人ホーム**
経済的状況および環境等の状況の要件を満たす方
- 3 **軽費老人ホーム**
家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な 60 歳以上(夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上)の方
- 4 **有料老人ホーム**
それぞれの施設ごとに異なります。

手続き:

特別養護老人ホーム	介護保険法の要介護認定を受け介護度がでた方が各施設と契約します(特別養護老人ホームの申込方法 70 ページ)。
養護老人ホーム	介護支援課で申請
軽費老人ホーム	直接施設と契約します。
有料老人ホーム	直接施設と契約します。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

狛江市シルバーピア

事業概要:

住宅に困っている高齢者に対して高齢者に配慮した市営高齢者集合住宅3棟(単身者向け43戸、世帯向け2戸)を提供します。

対象者:

- 1 市内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の二人世帯の方(配偶者は60歳以上)
- 3 所得が基準内であること
- 4 持ち家に居住していない方
- 5 独立して日常生活を営むことができる方
- 6 現に住宅に困窮していること
- 7 連帯保証人がいる方
- 8 共同住宅のため、居住ルールの厳守できる方

事業内容:

新築した場合と空き家が発生した場合に募集をおこないます。住宅に困っている度合いと身体状況等から入居者を決定します。

手続き:

広報「こまえ」に、新築した場合や空き家が発生した場合は、ご案内・申込期間等を掲載しますのでご覧ください。

募集案内・申込書は期間中に窓口で配布しています。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

類似事業:

都営住宅シルバーピア(24 ページ)

高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)

事業概要:

高齢者であることを理由に入居を拒否することのない民間の賃貸住宅で、家賃債務保証制度※やあんしん居住制度※により、高齢者の方の円滑な入居を支援します。登録情報は高齢者居住支援センターのホームページ(<http://www.koujuuzai.or.jp/>)などで閲覧できます。ホームページをご覧にならない方には印刷したものを窓口でお渡しします。

家賃債務保証制度とは

登録住宅に入居される方が、入居時に月額家賃の 35%に相当する額を2年間分の保証料として下記の高齢者居住支援センターに納めることで、センターが6ヶ月を限度に家賃の支払いを保証します。詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ:

高齢者居住支援センター

(財)高齢者住宅財団(0120-602-708)

あんしん居住制度とは

都内在住の方が、利用料や預託金を支払うことにより、入居中の見守りサービスや退去後の家財の片付けなど各種のサービスを受けることができます。詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ:

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(03-5466-2635)

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

都営住宅（シルバーピア）

事業概要：

住宅に困っている高齢者に都営高齢者集合住宅をご案内します。

対象者：

次の1～5のすべてに該当することが必要です。

- 1 都内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 65 歳以上のひとり暮らしまたは 65 歳以上の二人世帯の方（配偶者はおおむね 60 歳以上）
- 3 所得が基準内であること
- 4 土地・建物を所有していない方
- 5 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

事業内容：

8月上旬と2月上旬に募集をおこない、抽選で入居者を決定します。

手続き：

申込期間は、募集時期（8月上旬と2月上旬）に広報「東京都」または広報「こまえ」で確認するか、東京都住宅供給公社募集センター（03-3498-8894）で確認してください。

募集案内・申込書は、期間中に市役所（福祉サービス支援室）・都庁・他区市町村役所・東京都住宅供給公社で配布します。

窓口：

福祉サービス支援室（03-3430-1111 内線 2208・2216）

類似事業：

狛江市シルバーピア（22 ページ）

都営住宅（ポイント方式による高齢者世帯向け都営住宅）

事業概要：

住宅に困っている高齢者世帯に高齢者世帯向け都営住宅をご案内します。

対象者：

次の1～6のすべてに該当する必要があります。

- 1 都内に引き続き3年以上お住まいの方
- 2 同居親族がいる方(単身者は申し込めません)
- 3 申込者本人が 60 歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる方
 - ① 配偶者
 - ② おおむね 60 歳以上の方
 - ③ 18 歳未満の児童
 - ④ 身体障がい者(1 級～4 級)の方
 - ⑤ 知的障がい者(1 度～3 度)の方
 - ⑥ 精神障がい者(1 級・2 級)の方
- 4 世帯の所得が基準内であること
- 5 土地・建物を所有していない方
- 6 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

事業内容：

8月上旬と2月上旬の年2回募集をおこない、住宅に困っている度合いの高い方から順に入居者を決定します。

手続き：

申込期間は募集時期(8月上旬・2月上旬)に広報「東京都」または広報「こまえ」で確認するか、東京都住宅供給公社募集センター(03-3498-8894)で確認してください。

募集案内・申込書は期間中に市役所(福祉サービス支援室)・都庁・他区市町村役所・東京都住宅供給公社募集センターで配布します。

窓口：

福祉サービス支援室(03-3430-1111 内線 2208・2216)

健康診査

事業概要：

生活習慣病の予防・早期発見のために、市内健診実施医療機関で各種検査をおこないます。

対象者：

市内在住の 75 歳以上の方(後期高齢者医療保険に加入されている 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方を含む)

事業内容：

問診、身体測定、視診、聴打診、血圧測定、検尿、血液検査等です。ただし、医師が必要と判断した方のみ、心電図、眼底検査、胸部レントゲン検査等を実施します。

手続き：

対象者には受診券を送付します。受診券と保険証を必ず持参し、直接市内の健診実施医療機関にお問い合わせの上、受診してください。

実施期間等は、市報または受診券と一緒に送付する案内をご確認下さい。

窓口：

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内) (03-3488-1181)

がん検診

事業概要：

がんの早期発見・早期治療のために、あいとぴあセンター・市内の検診実施医療機関でがん検診を実施します。

対象者：

市内在住の男性 35 歳、女性 30 歳以上の方。ただし、子宮がん検診は 20 歳以上、乳がん検診は 40 歳以上の方(前年度に子宮がん検診、乳がん検診を受診した方は除きます)

事業内容：

集団がん検診：

胃がん・肺がん・大腸がん検診・骨密度測定(30～70 歳の女性の方のみ)
あいとぴあセンターで実施します。

個別がん検診：

肺がん・子宮がん・乳がん検診(視触診とマンモグラフィのセット)
市内の検診実施医療機関で実施します。

費用は乳がん検診のみ有料(40 歳以上 50 歳未満 2,100 円、50 歳以上 1,050 円)その他は無料です。

手続き：

集団がん検診：

はがきによる申し込み。ただし、申し込みが多い場合は、抽選となります。
実施日等は市報等でお知らせします。

個別がん検診：

検診実施医療機関で予約をしてから、受診してください。
検診実施医療機関・実施日時等は市報等でお知らせします。

窓口：

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内)(03-3488-1181)

結核検診

事業概要:

結核の早期発見・早期治療のために、結核検診を実施します。

対象者:

市内在住の 65 歳以上の方(会社等で検診の機会のある方は除きます。)

事業内容:

検査は、レントゲンの直接撮影となります。

費用は、無料です。

手続き:

申し込みは不要ですので、直接会場へお越しください。

実施日は市報等でお知らせします。

窓口:

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内) (03-3488-1181)

在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療

事業概要:

在宅でねたきりの状態にあり、通院による歯科診療を受けることが困難な方に、心身機能の向上と健康の保持増進を図るため訪問して診療をおこなうものです。

対象者:

市内在住の 65 歳以上の寝たきりの方およびこれに準ずる状態にある方で、通院による診療を受けることが困難な方

事業内容:

申請に基づき、診療する前に予診当番医が希望する方に訪問調査を行って、診療担当医を決定してから訪問診療をおこないます。

ただし、訪問調査の結果、診療ができない場合もあります。

診療費については、保険適用による一部本人負担があります。

手続き:

希望する家族の方が、印鑑と保険証等を持参の上、直接健康推進課(あいとぴあセンター内)の窓口へお越しください。

窓口:健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内) (03-3488-1181)

健康相談

事業概要：

保健師、栄養士・歯科衛生士が心身の健康や食事・歯等に関する相談に応じます。

対象者：

市内在住の方

事業内容：

- 1 フロアー健康相談
毎月1回金曜日にあいとぴあセンターで実施します。
日時は市広報でお知らせします。
- 2 その他
相談のある方は、随時、あいとぴあセンター内健康推進課健康推進係窓口または電話で保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。

手続き：

手続きは不要です。直接会場等へお越しください。

ただし、窓口での相談については、担当者が不在の時もありますので、事前にご連絡ください。

窓口：

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内) (03-3488-1181)



訪問指導

事業概要:

療養上の保健指導が必要であると認められる方および家族等に対して、保健師等が訪問し、健康に関する必要な指導をおこないます。

対象者:

市内在住の40歳以上の方で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認められた方

事業内容:

保健師等が訪問して、本人と家族に在宅での必要な療養方法、介護方法、生活習慣病の予防等について保健指導をおこないます。

手続き:

直接窓口へお越しになるか、電話等でご連絡ください。

窓口:

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内)(03-3488-1181)

健康教室・講演会

事業概要:

健康についての自覚と知識を高めていただくため、健康づくり教室をおこないます。

対象者:

市内在住の方

事業内容:

生活習慣予防・がん予防に関すること
女性の健康づくり、心の健康について
食育料理教室

手続き:

予約のうえ、ご参加ください。
実施日は市広報でお知らせします。

窓口:

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内)(03-3488-1181)

健康運動セミナー

事業概要:

運動指導が必要と認められた方および身体機能が低下していると認められる方に、体力チェックと運動処方によるトレーニング指導をおこない、生活習慣病の予防と健康の維持・増進および運動の動機付けを図ります。

対象者:

市内在住の 40 才以上で肥満・脂質異常症・糖尿病等で運動が必要と認められる方および運動不足により身体機能が低下していると認められる方

事業内容:

あいとぴあセンター内健康増進室で、以下により運動処方に基づくトレーニングを実施します。

週2回コース 10,000 円、週1回コース 5,000 円で3ヶ月間で実施します。

手続き:

申込日等は市広報でお知らせします。

窓口:

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内)(03-3488-1181)

成人歯科検診事業

事業概要:

歯科疾患に対する早期受診を促し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

対象者:

市内在住の満 40 歳以上の方

事業内容:

歯及び歯肉の状態を確認し、異常の有無を判断する。

手続き:

休日歯科応急診断の実施日に直接お越しください。

窓口:

健康推進課健康推進係(あいとぴあセンター内)(03-3488-1181)

成人スポーツ教室

事業概要:

日頃運動不足と思われる方・運動をするきっかけのない方を対象に運動習慣を身につけ、健康的な生活を営めるようにするとともに、スポーツを通して仲間づくりをすることを目的として開催します。

実施日等は広報及び市内掲示板でお知らせします。

対象者:

市内在住・在勤の 20 歳以上の方

窓口:

社会教育課(03-3430-1111 内線 2372)

シルバー体操

事業概要:

運動不足の解消や健康の維持増進を目的としています。

＊参加費 1 回 250 円(市内)、500 円(市外)

対象者:

市内在住の 60 歳以上の方

手続き:

毎週月曜日および火曜日午後2時から午後3時

開始時刻の 30 分前から受付

内容:

月曜日 軽体操、ストレッチ等。体力に自信のない方・あまり運動経験のない方もご参加いただけます。(第3体育室)

火曜日 軽体操、ウォーキングの他、卓球、バドミントン等の種目を取り入れています。(第2体育室)

その他:

安全上の理由により、開始後 15 分を経過してからの途中入場はできません。運動のできる服装、室内用運動靴、汗拭きタオルをご用意ください。

窓口:

狛江市民総合体育館(03-3430-1141)

後期高齢者医療制度

事業概要：

東京都内すべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料額の決定、医療の給付などをおこないます。

保険料の設定については、医療資源が乏しい離島などを除き、広域連合内で均一保険料とします。

区市町村は、住所変更や給付申請などの受付と、保険証の交付、保険料の徴収をおこないます。

対象者：

75 歳以上の方（誕生日から対象になります。手続きは不要です。）

※65 歳以上の方でも障害の程度により認定の対象となります。（申請・手続きが必要です。下記参照）

事業内容：

医療機関等で後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、一部負担金（1割又は3割）の支払いのみで受診できます。

手続き：

65 歳以上の方で、身体障害者手帳1～3級と4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、障害年金1級・2級をお持ちの方は、下記の窓口で認定の申請ができます。（医師の診断書が必要な場合もあります）

窓口：

保険年金課医療年金係（03-3430-1111 内線 2287・2288）

高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス

事業概要:

寝具の衛生管理が困難な在宅の高齢者に対して、寝具の乾燥消毒および水洗い等のサービスを提供します。

対象者:

市内在住の 65 歳以上の方で、身体状況や認知症のため単独では寝具の衛生管理ができず、居住環境(日照が確保できない住居)や世帯の状況等によりこのサービスを必要とする方

事業内容:

市が委託している業者が、乾燥車で利用者宅を回り寝具を回収し処理した後、ご自宅まで配達します。敷き布団、掛け布団および毛布各々1枚程度を乾燥消毒は年 11 回、丸洗いは年1回実施します。

乾燥消毒: 高熱熱風により乾燥消毒をおこないます。汚れがひどい場合は、薬品で殺菌します。

丸洗い: 特殊洗剤を散布してブラッシング処理し、乾燥消毒します。

利用負担額: 無料

手続き:

申請者は寝具洗濯乾燥消毒サービス利用申請書により、窓口において申請してください。申請後、地域包括支援センターにおいてサービスの可否を調査し、市役所から通知します。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)

介護用品支給

事業概要：

常時おむつを使用している高齢者等に対して、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給します。

対象者：

市内在住の常時おむつを使用する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

①介護保険法に定める要介護認定において、要介護4又は要介護5と判定され、かつ市民税が非課税の方

②65 歳以上の方で介護保険法に定める要介護認定において、要介護4又は要介護5と判定され、かつ市民税が課税の方

③65 歳以上の方で介護保険法に定める要介護認定において、要介護3と認定され、かつ常時寝たきりの方

事業内容：

①の対象者⇒「おむつを含む介護用品」を、月額 8,300 円上限まで

②③の対象者⇒「おむつのみ」を、月額 5,000 円上限まで

パンフレットの中から選んでいただいた商品を委託契約業者から配送します。

(介護用品は、おしりふき・使い捨て手袋等です)

※上限額を超えた部分については、全額自己負担となります。

手続き：

介護用品支給申請書により窓口において申請してください。③の対象者は、主治医又はケアマネジャーにより記載されたおむつ使用証明書の添付が必要です。

窓口：

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)

高齢者自立支援日常生活用具給付事業

事業概要：

ねたきり高齢者、虚弱高齢者等に対し、歩行支援用具やシルバーカーなどの日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者：

市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきり方、虚弱高齢者等で別表「種目」欄に定める「対象者」に該当する方

事業内容：

別表にある種目の日常生活用具を給付します。

利用者負担額： 基準額(別表参照)内の用具については、価格の一割。

ただし、基準額を超える用具については、超えている分の金額と基準額の一割となります。

手続き：

申請者は高齢者自立支援日常生活用具給付申請書により窓口において、購入前に申請してください。

購入後の申請はできません。

申請後、地域包括支援センターにおいて調査し、用具の給付が必要と認められた申請者については市の給付決定後、業者がお届けします。

窓口：

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

地域包括支援センター(6ページ)

別表

種 目	基 準 額	対 象 者	性 能 等
1 腰掛便座	51,500 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で排泄に介助を要する方	高齢者の排便のために便利なものであること。ただし、便座によりがたい場合は、ポータブルトイレを給付することができます。
2 入浴補助用具	90,000 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で入浴に介助を要する方	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具とします。
3 歩行支援用具	53,600 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の介護保険非該当者の方で歩行に介助を要する方	おおむね次のような性能を有する手すり等であること。 ア 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助等の目的に適合するものであること。
4 スロープ	50,500 円	同上	工事を伴わずに、しっかり固定することができ、安全な利用のために十分な強度を有するものであること。
5 シルバーカー	35,100 円	市内在住のおおむね 65 歳以上の方であって下肢が不自由な方	高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。
6 入浴担架	133,900 円	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきりの方で入浴に介助を要する方	高齢者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。
7 難燃性寝具	61,800 円	市内在住のおおむね 65 歳以上のねたきり方	防災加工された材質で製造されたもので、財団法人日本防災協会に設置する防災製品認定委員会において認定ラベルの貼付がなされているものであること。
8 洗髪器	23,700 円	同上	入浴困難なねたきり高齢者の洗髪に便利なものであること。
9 空気清浄器	51,500 円	同上	室内の空気の消臭・殺菌に効果のあるものであること。

理容・美容サービス

事業概要:

市内在住の常時ねたきり等で、在宅の方に対し理容・美容サービス券を交付し、福祉の向上を図ることを目的としています。

対象者:

介護保険法に定める要介護認定において、要介護4又は要介護5と判定され、常時ねたきり等のため介護を必要とする方であって、その状態が3ヶ月以上継続し、なお継続すると認められる方(ただし、生活保護受給者は除きます)

なお、要介護3と判定された方は、主治医意見書に記載された日常生活の自立度により、対象となる場合があります。

事業内容:

理容・美容組合の協力により散髪またはカットを、年6回受けることができます。利用者負担はありません。

手続き:

申請者は理美容サービス券交付申請書により窓口において申請してください。サービスが必要と認められた場合には、市より決定通知および理美容サービス券を送付します。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)
地域包括支援センター(6ページ)



入浴券の交付

事業概要:

健康保持と保健衛生の向上のため、自宅に入浴施設のない方に公衆浴場の入浴券を交付しています。

対象者:

市内在住の65歳以上で自宅に入浴施設がなく、かつ常時公衆浴場を利用する方(生活保護受給者で都から入浴券の交付を受けている方は除きます)

事業内容:

公衆浴場共通入浴券の交付。
月4枚を限度として交付します。

手続き:

窓口で申請してください。申請後、自宅の状況を職員が確認し、要件に該当していた場合交付となります。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

シルバー人材センター

事業概要:

臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者に仕事を提供し、高年齢者が健康で生きがいある生活ができることを目指すとともに、活力ある地域社会づくりを担っています。

対象者:

市内在住の 60 歳以上の方
健康で就業意欲のある方

事業内容:

シルバー人材センターは、家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で請負、これを希望する会員に提供します。
提供を受けた会員は、就業の実績に応じて一定の報酬(配分金)を受け取ります。

入会説明・相談会:

原則として、毎月第3月曜日 午後1時30分から予約制(必ず電話等で予約をしてください。)

窓口:

シルバー人材センター(03-3488-6735)
住所等は 74 ページ



高齢者福祉大会

事業概要:

毎年9月に高齢者福祉大会を実施します。

対象者:

市内在住の75歳以上の方

事業内容:

式典、演芸、歌謡ショーなどを中心に開催

手続き:

75歳以上の方に招待状を送付します。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

敬老金

事業概要:

市内在住の77歳、88歳、99歳以上の方に対し、敬老金を支給します。

対象者:

9月1日現在、市内在住の方(市外施設入所も含む)

事業内容:

77歳 7,000円

88歳 10,000円

99歳以上 20,000円

9月末日までに地区担当の民生委員が、自宅へ直接お届けします。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

シルバーパス

事業概要:

東京都では 70 歳以上の高齢者の社会参加促進のため、都内の都営地下鉄、都バス、小田急バス、京王バス等民営バスに乗れるシルバーパスを発行します。

対象者:

70 歳以上の都民(ただし、寝たきりの方は除きます)
誕生月の初日(1日が誕生日の方は前月の初日)からお申込みいただけます。

事業内容:

年度切り替え 10 月 1 日

金額 住民税が課税で合計所得金額が 125 万円を超えている方
20,510 円(4月から9月分までは 10,255 円)

住民税が非課税の方、または合計所得金額が 125 万円以下の方
1,000 円

手続き:

・継続者の方

9月の一斉更新時に市役所2階ロビー等で申請手続きをしてください。

・新規の方

70 歳到達者および初めてシルバーパスを申請する方は、小田急バス狛江営業所、他都内のバス営業所等へ住所、氏名、生年月日が確認できる書類(健康保険証等)を持って申請手続きをしてください。

住民税非課税者、または合計所得金額が 125 万円以下の方は、証明(住民税非課税証明、または介護保険料納入決定通知書等)が必要となります。

窓口:

小田急バス狛江営業所(03-3480-1311)

社団法人 東京バス協会(03-5308-6950)

歩いて見ませんか！

お天気の良い時に、市内の史跡散歩にでてみませんか？

モデルコースを紹介します。

狛江駅 → 泉龍寺 → 田中橋 → むいから民家園(トイレあり) → 西河原自然公園(トイレあり) → 兜塚古墳 → 伊豆美神社 → 万葉歌碑 → 水神前 → 多摩川五本松 → 西河原公園(トイレあり) → 堤防を下れば和泉多摩川駅・六郷さくら通りに戻りバスで狛江駅

狛江駅 万葉乙女像「たまがわ」

泉龍寺 子育て地蔵の寺として知られています。境内に市史跡の弁財天池、鐘楼門、旗本石谷氏墓地など。桜や紅葉など四季おりおりに楽しめます。

弁財天池 「和泉」という地名の発祥地とされる池。池の中に弁財天が祀られ、長い間霊泉として信仰を集めてきました。

むいから民家園 市指定文化財旧荒井家住宅主屋及び旧高木家長屋門を移築復元し、さまざまな行事やイベントを開催しています。座敷にも自由に上がれます。
水・木曜日は休園です。

兜塚古墳 都指定史跡。6世紀中ごろに造られました。狛江古墳群は 70 基ほどあったと思われていますが、現存するものは兜塚古墳を含め 13 基となってしまいました。

伊豆美神社 境内の鳥居は慶安4年、石谷氏によって建立された市内に残る最古の石造鳥居です。ほかに井伊直弼公敬慕碑などがあります。

万葉歌碑 万葉集の東歌「多摩川にさらす手作りさらさらに何ぞこの児のここだ愛しき」が刻まれています。

多摩川五本松 新東京百景にも選ばれている市民の憩いの場です。

注意

- 1 民家園を除いて休憩所、トイレがありません。事前に調べておいてください。
- 2 文化財には、非公開のものもあります。詳しいことについては、社会教育課文化財担当までお問い合わせください。

窓口：

社会教育課(03-3430-1111 内線 2371)

あいとぴあセンタープール利用

事業概要:

高齢者や障がい者が健康的な生活を営めるように、あいとぴあセンターのプールを開放します。

対象者:

市内在住の 65 歳以上の方、障がい者(身体・知的・精神の手帳等所持者、難病)の方、医師に機能訓練が必要と診断された方

事業内容:

9月・3月の広報こまえに詳細を掲載します。半年ごとに(日曜日は通年)募集を行い、申込者多数の場合は抽選により利用者を決定します。

利用可能日:

65 歳以上 毎週月曜日 午前9時～正午(前期4月～9月・後期 10 月～3月)

65 歳以上 毎週火曜日 午前9時～正午(前期4月～9月・後期 10 月～3月)

障がい者・機能訓練が必要と診断された方

毎週木曜日 午前9時～正午(前期4月～9月・後期 10 月～3月)

障がい者 第1・第3日曜日 午前9時～正午

又は午後1時～4時(通年4月～3月)

利用料:

月曜日・火曜日・木曜日は6ヶ月で 1,000 円

日曜日は1年で 1,000 円

手続き:

福祉サービス支援室で登録受付し、利用証を発行

窓口:

福祉サービス支援室(03-3430-1111 内線 2208・2216)

高齢者会食会

事業概要:

ひとり暮らし高齢者等に外出の機会と人との出会いの機会を提供するために会食会を実施しています。

対象者:

市内在住のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方等

事業内容:

現在市内4箇所にて実施しています。

あいとぴあセンター 第1火曜日 ときの会

あいとぴあセンター 第2金曜日 エプロン会

南部地域センター 第2金曜日 グループ・アイ

野川地域センター 第4金曜日 グループ・のがわ

各会場 50 名まで(グループ・のがわは 40 名まで)

利用期間 6ヶ月毎に利用者の更新を行い、定員に余裕があれば新規利用者を受け付けます。

利用者負担金 1回につき 500 円

手続き:

年2回(3月・9月)広報にて募集します。

申し込み窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

関連事業:

高齢者配食サービス(19 ページ)

老人クラブ（長寿会等）

事業概要：

会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の活動、地域社会との交流を目的として自主的に組織し、クラブ活動を通じて、福祉の増進を図ります。

対象者：

市内在住の 60 歳以上の方

事業内容：

詳細は各老人クラブにより内容が異なりますので直接お問い合わせください。

手続き：

該当する区域の老人クラブ（別表 73 ページ）へお問い合わせください。

老人福祉センター

事業概要:

高齢者に健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等の場を提供します。

対象者:

市内在住の 60 歳以上の方

なお、ボランティア室は、地域の老人に対するボランティア団体等が使用できます。

事業内容:

老人福祉センターは、次の施設で構成されています。

- 1 浴室
- 2 和室
- 3 休憩コーナー
- 4 ボランティア室

利用時間等

午前9時から午後5時まで(第3土曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)

浴室の利用は、月・水・金曜日の午前 11 時 30 分から午後4時まで

実施場所

あいとぴあセンター地下1階

手続き:

申請者は老人福祉センター使用申請書により窓口で申請し、使用承認証を受領してください。

窓口:

介護支援課(03-3430-1111 内線 2222)

狛江市社会福祉協議会(03-3488-0294)

市民農園（シルバー世帯区画）

事業概要：

自ら野菜・草花の栽培を行うことで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培います。

対象者：

年齢が基準日現在で世帯全員が満 65 歳以上の世帯の方

事業内容：

15m²程度の区画の中で、楽しく野菜や花を作り、収穫を得ます。

手続き：

2月上旬、往復ハガキにて申し込み後、抽選にて決定
キャンセル待ちについては、随時受付

窓口：

地域活性課(03-3430-1111 内線 2225)



市 民 農 園 一 覧

平成 24 年4月1日現在

農 園 名	場 所	シルバー 世 帯 区画数	年 間 管理料	1区画の 大 き さ	使用期限
いずみほんちょう 農 園	和泉本町4丁目1番先 マインズ農協上和泉支店隣	11	5,250 円	15 m ²	28 年2月まで
いわどきた農園	岩戸北2丁目 13 番先 電力中央研究所・北	6	4,550 円	13 m ²	27 年2月まで
いわどみなみ農園	岩戸南2丁目 14 番先 岩戸地域センター先・東	26	4,550 円	13 m ²	26 年2月まで
いわどみなみ 第2農園	岩戸南4丁目 27 番先 みずほ幼稚園・南	17	4,550 円	13 m ²	26 年2月まで
しらはた農園	猪方2丁目9番先 狛江第二中学校・西	10	5,250 円	15 m ²	26 年2月まで
たなかばし農園	中和泉3丁目 27 番先 田中橋交差点そば	11	5,250 円	15 m ²	26 年2月まで
なかいずみ農園	中和泉 5 丁目 29 番先 小田急バス狛江営業所そば	9	4,170 円	13 m ²	25 年2月まで
なかいずみ 第2農園	中和泉3丁目 19 番先 和泉小学校・西	11	4,550 円	13 m ²	26 年2月まで
にしのがわ 第1農園	西野川1丁目1番先 御台橋バス停先	9	4,812 円	15 m ²	25 年2月まで
にしのがわ 第2農園	西野川2丁目4番先 こまえ正吉苑そば	10	4,550 円	13 m ²	26 年2月まで

ボランティア・市民活動の相談

事業概要:

ボランティア・市民活動の相談、紹介、支援

対象者:

市内在住の方

事業内容:

ボランティア・市民活動に参加したいとき、その方法について相談を受けたり、活動を紹介します。

ボランティア・市民活動による支援を求める相談に応じます。

窓口:

狛江市社会福祉協議会こまえボランティア・センター(03-3480-3615)

成年後見制度

事業概要:

障がい等によって判断能力が十分でない方(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など)を家庭裁判所が選任した法定後見人が保護します。

対象者:

認知症・知的障がい・精神障がいなどのために、判断能力が十分でない方

事業内容:

対象者の判断能力に応じて、家庭裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」のいずれかを選任します。これらの法定後見人は、それぞれ法律で定められた範囲で、幅広く援助します。

また、将来、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、本人が前もって「任意後見人」と契約を結ぶ「任意後見制度」もあります。

相談窓口:

福祉サービス支援室・社会福祉協議会 あんしん狛江にご相談ください。

福祉サービス支援室(03-3430-1111 内線 2216・2279)

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江(03-3488-5603)(51 ページ)

あんしん狛江

事業概要:

福祉サービスを利用される方が、地域において安心してサービスを選択し利用できるよう次の事業をおこないます。

対象者:

ご本人・ご家族・関係者の方

事業内容:

1 法律相談

高齢者・障がい者の財産管理・遺言、成年後見制度の利用などについてのご相談を弁護士がお受けします。原則、毎月第3水曜日午後1時～4時(要予約)あいとぴあセンター相談室にておこないます。

2 福祉サービスの苦情への助言

福祉サービスに関する苦情(介護保険制度におけるものを除く)に関して助言いたします。

3 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

認知症や物忘れ、知的障がい、精神障がい、身体障がいなどのために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に援助が必要な方を社会福祉協議会の生活支援員が援助します。

(1)対象者

- ・判断能力の不十分な認知症、物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者

- ・判断能力は十分だが、外出困難など支援が必要な高齢者、身体障がい者

(2)支援内容

- ・福祉サービス(介護保険など)を利用するときの情報の提供や手続き・利用料の支払いのお手伝い

- ・日常生活に必要な金銭管理のお手伝い(公共料金・家賃の支払い、年金・福祉手当の受給、預金の手続きなど)

- ・大切な書類(年金証書・預金通帳・契約書類・印鑑など)のお預かり
相談は無料です。利用契約後の生活支援員による援助は有料です。

4 成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関するご質問、ご相談から申立ての支援までおこないます。

※成年後見制度(50 ページ)

窓口:

狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江(03-3488-5603)

不動産担保型生活支援資金の貸付

事業概要:

現在居住している自己所有の不動産に、将来に渡って住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産(土地)を担保として生活資金を貸し付ける制度です。

対象者:

次のいずれにも該当する高齢者世帯

- 1 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
※同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も含まれます。
- 2 不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない
- 3 同居人は借入申込者、配偶者、両者の親しいない
- 4 世帯の構成員が原則として 65 歳以上
- 5 世帯が市民税非課税程度の低所得世帯である

※生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯は、原則として貸付対象外となります。生活保護世帯は、要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金という貸付があります。

事業内容:

- | | |
|---------|---|
| 1 貸付月額 | 30 万円以内 |
| 2 資金交付 | 原則として3ヵ月ごとに交付 |
| 3 貸付限度額 | 担保となる土地評価額の 70% |
| 4 貸付期間 | 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 |
| 5 貸付金利子 | 年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレート of のいずれか低い方を基準として定めます。 |

手続き:

狛江市社会福祉協議会で、貸付要件・担保評価額を確認し、正式申込みの可否を決定するため、事前審査をおこないます。事前審査の結果、正式申込み可となった場合、借入申込書に追加資料を添付して申込みとなります。

※申込みから貸付金交付までは、数ヵ月かかりますので予めご了承ください。

※申込みや契約にかかる経費(不動産評価料・不動産登記費用・証明書等発行手数料等)は貸付にいたらなかった場合でも自己負担となりますのでご注意ください。

※大切な不動産を担保にして生活資金を貸付ける制度です。貸付契約の終了時には、不動産を売却して貸付元利金を償還いただくことになります。申込みに際しては十分に検討し、ご家族(特に推定相続人)ともよくご相談ください。

窓口:

狛江市社会福祉協議会 (03-3488-0294)

介護保険制度

介護保険は介護が必要になったときでも、介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する制度です。この制度は、公費と皆さまに納めていただく介護保険料を財源として狛江市が運営しており、介護保険サービスを利用した際に費用の9割分が給付される仕組みとなっています。

■介護保険は40歳以上のすべての方が加入します

介護サービスを利用するためには、**要介護・要支援認定の申請**が必要になります。申請条件は、次のとおり年齢によって異なります。

- ① 65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護サービスが必要になったとき
- ② 40歳から64歳の方（第2号被保険者）は、下記の加齢に伴う**特定疾病**により、介護サービスが必要になったとき

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 初老期の認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）2 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）3 筋萎縮性側索硬化症4 パーキンソン病関連疾患5 脊髄小脳変性症6 多系統萎縮症7 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害8 閉塞性動脈硬化症9 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）10 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症11 関節リウマチ12 後縦靱帯骨化症13 脊柱管狭窄症14 骨折を伴う骨粗しょう症15 早老症（ウエルナー症候群等）16 がん末期 |
|--|

■いろいろなサービスがあります

在宅サービス（要支援・要介護）

ケアマネジャーの作成するケアプランに基づき、サービスを開始します。

	サービスの種類	サービスの内容
訪問を受ける	(介護予防) 訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助・身体介護・自立支援をするサービス
	(介護予防) 訪問入浴	居宅で入浴が困難な方に対し、浴槽を居宅に持ち込んで、入浴の介助をするサービス
	(介護予防) 訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、リハビリをするサービス
	(介護予防) 訪問看護	疾患を抱えている方に看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話・診療の補助をするサービス
	(介護予防) 居宅療養管理	医師、 医師、 師、管理 養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や をするサービス
通所をする	(介護予防) 通所介護	通所介護施設で、 、入浴などの 生活上の支援やリハビリなどを りで うサービス（ イサービスともいいます。）
	(介護予防) 通所リハビリ	老 保 施設や医療 関等でリハビリを 心としたサービスを りで う（ イケアともいいます。）
環境を作る	(介護予防) 用	居宅での 生活の自立を助けるための 用 を ン ルするサービス。
	(介護予防) 用 入	入浴や などに 用する 用 の 入費の9割を助成。年度 とに10 までの 入費を対 とする。
	(介護予防) 住宅	生活しやすい環境を作るための住宅の 費の9割を助成。一 20 までの 費を対 とする。
施設を利用	(介護予防) 期入所	施設などに 期 入所し、 生活上の支援や、 などを うサービス。（ ー ス イともいいます）
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	料老 ホーム等に入所し、 生活の支援を受けるサービス

施設サービス（要介護の方のみ）

	サービスの種類	サービスの内容
施設に入所する	介護老 施設 (特 養護老 ホーム)	介護が必要で、居宅での生活が困難な方が 身入所を基 として入所し、生活 において支援する。
	介護老 保 施設 (老 保 施設)	病 後等に病 が安定している方に、在宅 ができるようにリハビリを 心としたケアを う。
	介護療養 医療施設 (療養病 等)	療を えた後、 期 に たって療養を必要とする方のための医療施設

地域 サービス（要支援・要介護）

高齢者が住みなれた地域での生活を するために、地域の を し、市の で する しいサービスです。

施設を利用する	サービスの種類	サービスの内容
	(介護予防) 認知症対 通所介護	通所で認知症の方を対 に なケアをするサービス
	(介護予防) 認知症対 生活 介護	認知症高齢者が 生活を りながら、スによる支援を受けるサービス

地域支援 業（自立と 定された方など）

介護認定で「 （自立）」と 定された方や、介護が必要となるおれのある方は、地域支援 業の介護予防サービスを利用することができます。

地域 支援 ン ーが 診 の 等で した 高齢者から地域支援 業の対 者の方を 定し、介護 にならないように以下のようなサービスを います。

運動 上	理学療法士等の により、ス チや 運動、筋 ー ン、 ランス ー ンなどを います。
養	管理 養士等が、 養を予防するための べ方や、の作り方や 入方法の 、などを います。
上	生士等が、 きや入れ の 入れ方法の や、 ・ み込みの を 上さ るなどを います。

■ 利用した分の利用料を いただきます

介護（予防）サービスを利用したときの は、 費用の1割です。
（ただし、介護保険 のサービスや 費、 費用などは 額自 です。）

在宅サービスの費用と支給 度額

在宅サービスは、要介護度区分に て1 に利用できる支給 度額が定められています。なお、支給 度額の を えて利用した分については 額自 になります。

介護度	1 の支給 度額	
要支援 1	4 00	介護予防給付
要支援 2	104 000	
要介護 1	165 00	介護給付
要介護 2	1 4 00	
要介護 3	26 500	
要介護 4	306 000	
要介護 5	35 300	

この支給 度額は 安であり、 際の 度額とは異なる 合があります。
用 入費・住宅 費の助成費用は、この支給 度額には入りま ん。

高額介護（介護予防）サービス費

1割の自 額が上 額を えた 合は、 えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給します。なお対 者の方には、市から申請の内をお りします。

所 とに自 の上 額が設定されています。

利用者		自 の上 額
第 1	生活保護の受給者およ 世帯 が市 で老齢 年 を受けている方	15 000
第 2	世帯 が市 で、 年の合 所 額 年 収入額が 0 以下 の方	15 000
第 3	世帯 が市 であって、保険 料 が第 2 以 の方	24 600
第 4	世帯の方	3 200

高額医療合 介護サービス費

医療保険と介護保険の一年 の自 の合 が一定の額を えた方 の助成です。対 となる方には、加入している医療保険者からお知ら が 付 されます。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した 合は、要介護度 に定められたサービス費用の 1割 額の か、 費・居住費（ 費等） ・ 生活 費が かかります。

特定入所者介護（予防）サービス費

所（世帯 が市 ）の方の施設利用等が困難にならないように 費と居住費に 度額を設け、 度額以上の が いよう補助します。補助を受けるには申請が必要となりますので、介護保険施設に入所又は 期入所される際に介護支援 に申請してください。

一 あたり

利用者	費の 度 額	居住費の 度額	
第1 生活保護の受給者 およ 世帯 が 市 で老 齢 年 を受け ている方	300		20
			4 0
			4 0 (320)
		多	
第2 世帯 が市 で、 年の 合 所 額と 年 収入額の合 が 0 以下 の方	3 0		20
			4 0
			4 0 (420)
		多	320
第3 世帯 が市 であって、 利用者 が 第2 以 の方	650		1310
			1310
			1310 (20)
		多	320

介護老 施設と 期入所生活介護の の 度額は
内の 額

特 給付

通所介護（イサービス）等の利用にかかる 費の助成

（介護予防）通所介護・（介護予防）認知症対 通所介護を利用し、
の を受けた方（制度で 費にかかる助成を受けている 合を除く）
は、1 につき 200 の助成が受けられます。助成を受けるためには申請が
必要で、申請 は、市 所 又は 業所にありますので、業所 の
収 を えて市 所に申請してください。

また、特 給付の給付期 は 成24年3 までと予定しておりましたが、
利用者 の 等を まえ、成 2 年3 サービス利用分まで給付対
とし、対 サービスに（介護予防）通所リハビリ ー ンが加 りました。
なお、支給対 となる通所リハビリ ー ンサービスは、成 24 年4
利用分からとなりますので ください。

成 24 年度 申請受付期

	申請 受付期	支給予定
第 1 期	7 13 8 15	9
第 2 期	10 15 11 15	12
第 3 期	1 15 2 15	3
第 4 期	4 15 4 30	5 下

サービス利用 から2年経 すると、 により申請をすることができな
くなります。もし次 の申請期 を っていると により申請ができなく
なる の分がある 合は に対 いたしますので、 ください。

■介護保険制度はみなさまの介護保険料で支えられています

介護保険制度は、公費とみなさまに納めていただく介護保険料を財源に運営しています。介護サービスが必要になったときに、みなさまに支えていただく制度です。だれもが安心してサービスを受けられるように介護保険料の納付をお願いいたします。

40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）

加入している医療保険の一定方法により介護保険料が決められ、医療保険料とあわせて納付いただきます。

65 歳に達したの分からは、下記のとおり、狛江市に納める方法になります。（65 歳に達したとは 65 歳の生誕であるため、1 生まれの方は、分からのとなります。）

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

狛江市にお住まいの方が 65 歳に達した場合、または 65 歳以上の方が狛江市に入居した場合、第 1 号被保険者の資格をします。資格を達したの分からした介護保険料を納付で納めていただきます。

その後、年の受給により、以下の納付方法に区分されます。

・年が年額 1 以上の方は、年 6 の年からきされます（特徴収）。

・年きできない方は、納付またはで納めます（通徴収）。年きの場合は、資格後 6 1 年です。年き開始にお知らせいたします。

介護保険料の年きについて、のによりの納付方法を選択することはできませんので、ください。

通徴収の納期

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
7	8	9	10	11	12	1	2

通徴収の方はが利です。にしますと、お込みのがけるため、利です。の方は「介護保険料」を関または介護支援に納付、通、出をお持ちになり、お申し込みください。

■介護保険料の納付をお ねなく

いつ こるか からない に えておくために介護保険制度があります。
介護が必要な は 期化することも多く、い 介護が必要になった に高
額な にならないように、介護保険料の納付をお いします。

所 の介護保険料は以下のとおりです。（ 成 2 4 2 6 年度）

所	所 の内容	基 額に 対する割 合	年額
第 1	生活保護受給者又は老齢 年 受給 者で、世帯 が市 の 合	0 5	2 000
第 2	世帯 が市 で、 年 等収入と 合 所 の 公 の 合 が 0 以下の 合	0 5	2 000
第 3	世帯 が市 第 2 合 で、 の 以	の公 年 等収入 と合 所 額の合 が 120 以下 合	0 6 32 400
		上記以 の 合	0 5 40 500
第 4	が市 に市 で、世帯 者がいる 合	の公 年 等収入 と合 所 額の合 が 0 以下 合	0 5 40 500
		上記以 の 合	基 額 (1 0) 54 000
第 5	が市 者で、合 所 額が 125 の 合	1 1	5 400
第 6	が市 者で、合 所 額が 125 以上 1 0 の 合	1 25	6 500
第 7	が市 者で、合 所 額が 1 0 以上 400 の 合	1 5	1 000
第 8	が市 者で、合 所 額が 400 以上 600 の 合	1 5	4 500
第 9	が市 者で、合 所 額が 600 以上 00 の 合	1 5	00
第 10	が市 者で、合 所 額が 00 以上 1 000 の 合	2 0	10 000
第 11	が市 者で、合 所 額が 1 000 以上の 合	2 2	11 00

特 ながないのに介護保険料を 納していると、 納している期 に
 て以下のような給付の制 の がとられることになります。また、
 納が2年 経 すると納付することができなくなりますので ください。

1年以上 納す ると	⇒	1年6 以上 納すると	⇒	2年以上 納す ると
利用料の 額が 自 とな り、保険給付 (9割)を受け るには、申請が 必要になりま す。		保険給付の一 または が一 に し めになり、 納 保険料に します。		保険給付を9割 から7割に 額 し、自 を 3割とします。 納期 に て、 額期 を 決定します。

■介護保険を上 に うためのア イス

- ・「 のため」の介護認定では がありま ん

「まだ必要ではないけど、 のため」という理 での認定は 性があり
 ま ん。い うときには介護度があがっている 性が高く、また、認定
 には 期 があるため、 くて 年に1 の更 の申請が必要です。 の
 ため、介護保険を利用するときの認定をお めします。また、介護認定を受
 けている方で、介護保険サービスをし らく ない 合は、更 申請はし
 ていただかなくても問 はありま ん。介護保険サービスの利用が必要になっ
 た に、 度申請をお いします。

地域支援事業（一次予防事業）

項目	事業名	事業内容	実施時期	実施場所	担当課
運動器の機能向上	健康運動セミナー	個人に合ったメニューづくり、健康うんどう指導者による運動の実践	平成 24 年 4 月 (継続事業)	あいとぴあセンター健康増進室	介護支援課
	うんどう教室	運動遊具による介護予防教室 指導員による指導(月 1 回)以外は自主活動	毎月第 1 金曜日・第 3 金曜日	西河原公園	介護支援課
			毎月第 1 金曜日・第 3 金曜日	藤塚第 4 児童公園	
			毎月第 4 木曜日	岩戸川南公園	
低栄養	会食会	閉じこもり等の防止のために外出機会をつくり、話しの場作りとして市内事業所 3 箇所を実施	平成 24 年 4 月 (継続事業)	あいとぴあセンター・南部地域センター・野川地域センター	介護支援課
認知症予防・支援	認知症予防講演会	認知症予防に関する講演会	平成 24 年 6 月～9 月 平成 25 年 1 月～3 月	あいとぴあセンター	介護支援課
閉じこもり予防・支援	会食会	閉じこもり等の防止のために外出機会をつくり、話しの場作りとして市内事業所 3 箇所を実施	平成 24 年 4 月 (継続事業)	あいとぴあセンター・南部地域センター・野川地域センター	介護支援課
	介護予防教室	こまえ苑・こまえ正吉苑・あいとぴあセンターによる介護予防関連講演会	平成 24 年 4 月 月 3 回	地域包括支援センターおよび町会・自治会出張	地域包括支援センター
口腔機能の向上	「口腔ケア講座」	歯科医師による口腔講座と歯科・衛生士によるセルフケア指導(歯みがき等)及び健口体操	平成 24 年 5・7・9・11 月 平成 25 年 2 月	あいとぴあセンター等	介護支援課

地域支援事業(二次予防事業)

項目	事業名	事業内容	実施時期	実施場所	担当課
運動器の機能向上	「歩行改善教室」	週1回全13回を1クールとする。利用料なし。 マシンを使用しない運動実践と講義で歩行に必要な筋力をつけて、転倒予防により外出の機会を確保して、認知症や閉じこもりを防ぐ。	平成24年 6月～10月 11月～平成 25年3月	あいとぴあセンター講座室	介護支援課
	「歩行改善教室」いきいき元気スクール(こまえ正吉苑委託分)		平成24年 4月～7月 7月～10月 9月～平成 25年1月 12月～平成 25年3月	こまえ正吉苑	
低栄養	栄養改善事業	全7回 個別栄養指導を含め 集団的に教室開催	平成24年 9月～平成 25年3月	あいとぴあセンター講座室等	介護支援課
口腔機能向上	「健口(健康)講座」	月2回全6回 口腔検査、講話、健口体操を通して、口腔周辺の基礎的構造を理解してもらうと共に 口腔セルフケア(歯みがき等)を身に付けられるようにする。	平成24年 5月～8月 平成24年 12月～25年 3月	あいとぴあセンター	介護支援課
閉じこもり予防・支援	*専用のプログラムは作らず、閉じこもり状態を改善させるために運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等への参加を呼びかけるとともに地域のインフォーマルなサービスの資源活用		随 時		

「うんどう教室」のご案内

高齢者が楽しみながら気軽に運動できる「うんどう教室」を開設いたします。**とっても、やさしい「うんどう」です。**

申し込みは「不要」、参加費は「無料」です。いつでも参加できます。

この「うんどう」では・・・**次の方大歓迎です。**

- 高齢者のみなさん 65歳以上年齢制 なし
- 動くのが ちょっとおっくうだ と ている方
- 体 に自 のない方
- うんどうが な方
- までにうんどうが きしなかった方

平成 24 年度開設予定

西河原公園 第 1 金曜日・第 3 金曜日 10：30～正午 雨天時： あいとぴあセンター		藤塚第 4 児童公園 第 1 金曜日・第 3 金曜日 2：00～3：30 雨天時：上和泉地域センター内 身障協談話室 9 月以降 狛江団地自治会第二集会所		岩戸川南公園 第 4 木曜日 2：00～3：30 雨天時： 南部地域センター
教 室 日		教 室 日		教 室 日
5 月 11 日	25 日	5 月 11 日	25 日	5 月 24 日
6 月 1 日	15 日	6 月 1 日	15 日	6 月 28 日
7 月 6 日	20 日	7 月 6 日	20 日	7 月 26 日
8 月 3 日	17 日	8 月 3 日	17 日	8 月 23 日
9 月 7 日	21 日	9 月 7 日	21 日	9 月 27 日
10 月 5 日	19 日	10 月 5 日	19 日	10 月 25 日
11 月 2 日	16 日	11 月 2 日	16 日	11 月 22 日
12 月 7 日	21 日	12 月 7 日	21 日	12 月 27 日
1 月 4 日	18 日	1 月 4 日	18 日	1 月 24 日
2 月 1 日	15 日	2 月 1 日	15 日	2 月 28 日
3 月 1 日	15 日	3 月 1 日	15 日	3 月 28 日

持ち み ・ き ル

動きやすい で（運動くつを 用してください）
の 合は 内で 施します。

介護支援 3430 1111・内 2222

民生委員・児童委員一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	鈴木 紀夫	西野川1-15-17	3489-7238	西野川1丁目全域
2	福祉サービス支援室まで連絡してください			西野川2丁目1~33番
3	栗山 恵美	西野川 3-12-21	3430-3024	西野川3丁目全域
4	富永 登美子	西野川4-1-13	3480-5796	西野川4丁目1~13番 和泉本町4丁目11番25号
5	荻野 修	西野川4-19-25	3480-1892	西野川2丁目34~41番 西野川4丁目14~42番
6	橋井 節子	和泉本町1-6-20	3480-4592	和泉本町1丁目1~9番、35・37番
7	大矢 美枝子	和泉本町1-36-3-715	3480-1004	和泉本町1丁目36番(セントラルハイ ツ)
8	中谷 三代子	和泉本町1-10-6	3489-7580	和泉本町1丁目10~34番 中和泉2丁目1~2番
9	長谷川 善彦	和泉本町2-9-2	3489-1384	和泉本町2丁目全域
10	鈴木 茂	和泉本町3-34-11	3480-0886	和泉本町3丁目1~25番
11	松本 和美	和泉本町4-5-14	5438-4160	和泉本町3丁目26~39番、4丁目 1~6番、8番
12	福祉サービス支援室まで連絡してください			和泉本町4丁目7番1~11号、4丁 目10番
13	福祉サービス支援室まで連絡してください			和泉本町4丁目7番12~19号・51 号、4丁目11番
14	町田 紀美子	和泉本町4-7-41-201	3488-1766	和泉本町4丁目7番20~23号・41~ 50号
15	鈴木 いつ子	和泉本町4-7-37-505	3480-4369	和泉本町4丁目7番24~28号・36~ 40号
16	福祉サービス支援室まで連絡してください			和泉本町4丁目7番29~35号、4丁 目9番
17	三角 佐智子	岩戸北1-20-5	3489-4912	岩戸北1丁目全域
18	田中 麗子	岩戸北2-9-14	3480-1087	岩戸北2丁目全域
19	河村 久男	岩戸北3-13-3	5761-5542	岩戸北3丁目1~14番
20	福祉サービス支援室まで連絡してください			岩戸北3丁目15~23番、東和泉1丁 目1~5番
21	西山 借子	岩戸北4-19-11	3489-1662	岩戸北4丁目全域
22	稚田 千春	東野川1-5-29	3488-4518	東野川1丁目1~11番、31~36番、 4丁目14~16番

民生委員・児童委員一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
23	福祉サービス支援室まで連絡してください			東野川1丁目 12～30 番
24	矢野 千重子	東野川3-3-3	3480-5803	東野川2丁目全域、3丁目1～14 番
25	稲田 康子	東野川3-17-3-110	3480-7815	東野川3丁目 15～22 番
26	高木 和江	東野川4-19-6	3488-1145	東野川4丁目1～13 番、17～30 番
27	梅本 ろり絵	東野川 1-26-18	3430-7101	主任児童委員
28	栗山 剛	東野川4-7-5	3489-4932	主任児童委員
29	梅澤 芙佐子	中和泉1-4-25	3489-3837	中和泉1丁目全域
30	大久保 哲夫	中和泉2-16-2	3489-1416	中和泉2丁目3～27 番
31	福祉サービス支援室まで連絡してください			中和泉3丁目1～30 番
32	花澤 美代子	中和泉3-32-1	3480-2828	中和泉3丁目 31～36 番、中和泉4丁目全域
33	荒井 米子	中和泉5-1-7	3488-0131	中和泉5丁目1～21 番
34	福祉サービス支援室まで連絡してください			中和泉5丁目 22～43 番
35	福祉サービス支援室まで連絡してください			西和泉1丁目1～14 番、16 番
36	福祉サービス支援室まで連絡してください			西和泉1丁目 15 番、2丁目全域
37	市川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
38	西山 美和子	元和泉2-25-13	3480-3497	元和泉2丁目全域
39	佐藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域、東和泉4丁目 5～11 番
40	絹山 登美子	東和泉1-4-17	3489-1181	東和泉1丁目6～28 番、2丁目1～5 番
41	吉岡 長利	東和泉2-17-3	3489-7347	東和泉1丁目 29～36 番、2丁目6～20 番
42	福祉サービス支援室まで連絡してください			東和泉3丁目全域、4丁目1～4 番
43	門脇 由美子	駒井町1-33-3	3488-2004	猪方1丁目全域
44	栗原 静枝	猪方2-13-18	3489-8134	猪方2丁目5～26 番
45	福祉サービス支援室まで連絡してください			猪方2丁目1～4 番、3丁目1～13 番・17～19 番・21～24 番

民生委員・児童委員一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
46	羽田野 栄子	猪方3-27-2	5497-7467	猪方3丁目14~16番・20,25番~41番
47	伊藤 和子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
48	山本 和子	駒井町2-29-13	3480-6606	駒井町1丁目全域、2丁目1~4番
49	井本 宏明	駒井町1-10-14	3430-5265	駒井町2丁目5~36番
50	小塚 裕子	駒井町3-34-6	5497-5430	駒井町3丁目全域
51	清水 豊子	岩戸南1-9-8	3480-3581	岩戸南1丁目全域
52	若松 博子	岩戸南2-8-12	3489-7320	岩戸南2丁目1~15番
53	根石 洋子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目16~27番、3丁目13番~27番
54	福祉サービス支援室まで連絡してください			岩戸南3丁目1~11番
55	神 由喜江	岩戸南4-24-23	3489-5093	岩戸南4丁目全域
56	五辺 博子	東和泉3-7-2	3489-4188	主任児童委員
57	高橋 蘭子	中和泉5-2-34	3489-3731	

民生・児童委員協力員一覧表

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

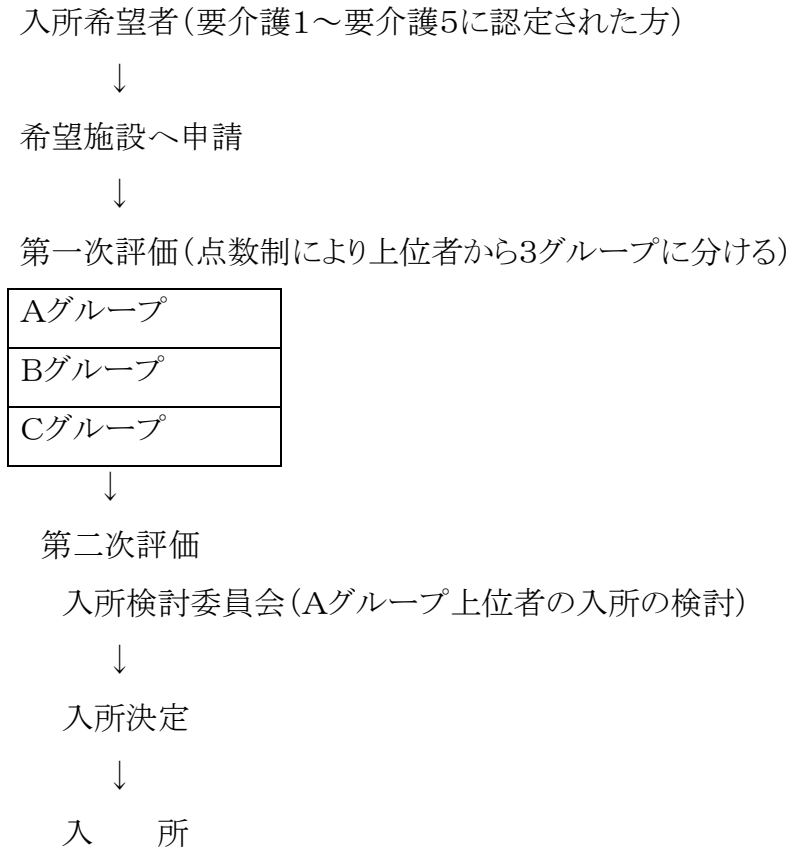
番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	担 当 区 域
1	稗田 トキ子	和泉本町3-34-22	3489-7061※	第一地区
2	高橋 紀子	東野川3-15-4-816	3488-0816※	第一地区
3	羽田 ミサト	和泉本町2-30-8	3480-7260※	第一地区
4	高澤 佐和子	元和泉2-21-14	3480-3368※	第二地区
5	松本 貞子	岩戸南3-25-13	3480-0346※	第二地区
6	長澤 佳子	岩戸南4-6-4	3488-5730※	第二地区

※ (連絡先) 福祉サービス支援室 電話 3430-1111 内線 2216・2279

※ 協力員への依頼は、同じく福祉サービス支援室までご連絡ください。

特別養護老人ホームの申込方法

申請から入所までのながれ



老人ホームの入所の決定方法

常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な方が優先的に入所できるよう優先性を明確にし、公平性を確保するために点数制となっています。

評 価 項 目	点 数 配 分	
本人の身体状況	要介護度・認知症の状況で加点	2～12 点
介護者の状況	介護者の状況で加点	0～10 点
住宅の状況	介護が困難な住宅の状況で加点	0～6点
サービス利用状況	サービス利用率に応じて加点	0～6点

老人ホームどこにありますか？

泊江市内に2施設・市外に5施設あります。

特別養護老人ホーム一覧表(別表)を参考にしてください。

各施設で特色があります。入所を希望される前には是非見学をしてください。

申込方法は？

各施設へ直接申込となります。希望施設へ持参するか、郵送又はファクシミリでも申込できます。申込は本人、家族が原則ですが、介護支援専門員(ケアマネージャー)又は地域包括支援センター職員も委任を受けて申込の代行ができます。

申込に必要なものは？

- ・指定介護老人福祉施設入所申込書
- ・直近のサービス利用票別表(在宅で介護保険サービスを利用されている方のみ必要)
- ・印鑑(本人のもの) *ただし代行者(家族含)による申請は代行者の印鑑も必要

当初申込んだ時と状況が変わりました。手続きはありますか？

手続きが必要です。各希望施設へ連絡し、下記の書類を提出してください。

変更が生じた事由	提出書類
本人の状態(介護度変更等)	「申込書」(変更後の状態で記入)再提出
介護者の状態	「申込書」(変更後の状態で記入)再提出
老人ホームへの入所	他希望されていた施設へ「辞退届」提出
入所希望者の死亡	希望されていた施設へ「辞退届」提出
入所希望者の市外転出	希望されていた施設へ「辞退届」提出 * 入所希望継続の場合は各施設で再手続き

希望していた施設から入所の連絡がきましたが断った場合はどうなりますか？

施設から連絡が入ったにもかかわらず、「まだ入所したくない」「その施設は希望しない」等で入所を断った場合は、入所の意志が無いものとして入所希望者の名簿から削除され、「辞退届」を提出していただきます。

* 入院加療中や医療行為がある等やむを得ない理由の場合は除きます。

注意事項

- * 正当な理由なく入所を断った場合は、入所の意志がないものとして名簿から削除されますので、希望先は充分ご検討の上、ご記入ください。
- * 希望されている施設のいずれかに入所された時は、他の希望されていた施設の申込は辞退となります。入所後の他施設への移動はできません。
- * 入所中の方が他施設への入所を希望される場合は、現施設での退所手続きをされてから、希望施設へ申込をしてください。
- * 申込状況に変更が生じた場合は点数の見直しが必要となります。速やかに希望施設へ届出をしてください。

特別養護老人ホーム一覧表

施 設 名	所 在 地	交 通 案 内
こまえ苑	〒201-0005 狛江市岩戸南4-17-17 電話 03-3489-2404 FAX03-3489-2587	・小田急線狛江駅南口よりバス「宇奈根行」こまえ苑下車 ・小田急線狛江駅、和泉多摩川駅より小田急バス「喜多見住宅行」終点下車「喜多見住宅」より徒歩3分
こまえ正吉苑	〒201-0001 狛江市西野川2-27-23 電話 03-5438-0555 FAX03-3488-0056	・小田急線狛江駅よりバス「成城学園駅行」御台橋下車徒歩8分 ・京王線調布駅よりバス「成城学園駅行」「つつじヶ丘駅行」御台橋下車徒歩8分
桜ヶ丘延寿ホーム	〒206-0021 多摩市連光寺1-1-1 電話 042-373-4768 FAX042-373-2200	・京王線聖蹟桜ヶ丘駅下車徒歩 20 分 ・京王線、小田急線永山駅よりバス「聖蹟桜ヶ丘駅行」新大栗橋下車徒歩5分
いなぎ正吉苑	〒206-0823 稲城市平尾 1127-1 電話 042-331-2001 FAX042-331-2004	・京王相模原線若葉台駅より徒歩 15 分 ・小田急線新百合ヶ丘駅より小田急バス「駒沢大学行」浄水場前下車徒歩5分
○いなぎ苑	〒206-0804 稲城市百村 255 電話 042-379-5500 FAX042-379-5131	・京王線稲城駅より徒歩 15 分 ・南武線南多摩駅より徒歩 20 分
◎みやま大樹の苑	〒192-0152 八王子市美山町 1463 電話 042-651-0161 FAX042-651-0136	・京王八王子駅、JR八王子駅よりバス「美山町行」萩園下車徒歩4分 「小津行」上野原下車徒歩 10 分 ・京王線、JR高尾駅北口よりタクシー15 分
◎第二万寿園	〒189-0024 東村山市富士見町2-1-2 電話 042-394-4855 FAX042-397-3594	・西武新宿線久米川駅南口より西武バス「第3小学校まわり」万寿園前下車 ・JR立川駅北口より西武バス「第3小学校經由久米川駅行」万寿園前下車

◎ 印のついた施設は、経管栄養、胃ろうの方も対応可能な施設です。

○ 印のついた施設は、胃ろうの方の対応可能な施設です。

※ 経管栄養、胃ろうの方の受付については随時状況が変わりますので、直接施設へお問い合わせ下さい。

狛江市老人クラブ（長寿会等）一覧表

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

名称	会長名	住所・電話	区域
第一長寿会	國井 功雄	中和泉3-22-22 (3489)0883	中和泉2、3、4、5丁目
第二長寿会	小熊 レイ	岩戸南 4-10-5 (3488)0125	岩戸南全域
第三長寿会	鈴木 正治	西野川1-3-4 (3489)5094	東野川全域
多摩川六十路会	田沢 忠男	中和泉1-16-1 (3430)6868	西和泉全域
南部長寿会	飯田 利武	猪方2-23-8 (3480)8532	猪方全域
いづみ長寿会	蒲山 とし子	東和泉1-15-3 (3489)6546	東和泉1、2丁目
あづま長寿会	勝瀬 澄子	岩戸北1-12-10-403 (3430)4382	岩戸北全域
第五長寿会	加藤 悦男	元和泉1-22-4 (3480)7944	中和泉1丁目、元和泉全域
第六長寿会	澤田 健二	岩戸南4-11-3 (3488)1297	東和泉3、4丁目
あすなろ会	榎本 幸三	西野川2-39-5 (3489)7591	西野川全域
和泉本町健康クラブ	野田 孝幸	和泉本町1-24-8 (3480)2515	和泉本町全域 (4-7都営を除く)
駒井町健康クラブ	登嶋 善隆	駒井町1-23-4 (3480)7515	駒井町全域
狛江団地若草会	伏見 正明	和泉本町4-7-2-303 (3480)8441	和泉本町4丁目7番
狛江団地健康クラブ	増島 瀬四郎	和泉本町4-7-31-201 (3480)8669	和泉本町4丁目7番
はなみずき会	加藤 雄次	和泉本町1-36-1-301 (3430)2054	狛江セントラルハイツ
百の会	杉浦 祝子	西和泉1-15-110 090(4547)8564	西和泉1丁目
ハイタウンかわせみ会	百瀬 宗直	東野川3-17-2 (3488)0467	東野川3丁目 15-17 番地
老人クラブ連合会	根本 克男	東和泉3-2-20 (3480)7386	

窓口一覧

窓口名	電話番号	所在地	備考
福祉サービス支援室	市役所代表 03-3430-1111	狛江市和泉本町1-1-5	内線 2208・2216・2279 総合調整担当
介護支援課			内線 2209 障がい者支援担当
地域活性課			内線 2222 高齢者支援係 内線 2205 介護保険係
保険年金課			内線 2225
社会教育課			内線 2287・2288
健康推進課	03-3488-1181	狛江市元和泉2-35-1	内線 2371・2372
狛江市民総合体育館	03-3430-1141	狛江市和泉本町3-25-1	あいとぴあセンター内
狛江市立公民館	03-3480-3201	狛江市元和泉2-35-1	
狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	狛江市元和泉2-35-1	
地域包括支援センター こまえ苑	電話 3489-2422 FAX 3489-2587	狛江市岩戸南4-17-17	あいとぴあセンター内
地域包括支援センター こまえ正吉苑	電話 5438-2522 FAX 3488-0056	狛江市西野川2-27-23	
あいとぴあ 地域包括支援センター	電話 5438-3565 FAX 3430-9779	狛江市元和泉2-35-1	公益社団法人狛江市 シルバー人材センター
シルバー人材センター	03-3488-6735	狛江市猪方4-13-1	
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課振興係	03-5320-4275	東京都庁	

「シルバーガイドブック」 登録番号 H24-12

発行日 平成 24 年 6 月

編集及び発行 狛江市福祉保健部介護支援課

狛江市和泉本町 1-1-5

電話 03 (3430) 1111

庁内印刷 無償

